

小金井市消費生活審議会委員名簿（第12期）

資料1

No.	氏名	選出区分	任期
1	とみおか ひでお 富岡 秀夫	学識経験者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
2	やまぐち じゅんすけ 山口 淳介	学識経験者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
3	やまなか えいじ 山中 栄治	学識経験者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
4	よしだ やすゆき 吉田 安之	消費者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
5	もりなが るみ 森永 瑠美	消費者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
6	まつい だいへい 松井 大平	商工業者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
7	たなか しずえ 田中 静枝	商工業者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日
8	みやざき たまみ 宮崎 珠美	農業者委員	令和2年10月29日から 令和4年10月28日

小金井市消費生活条例

平成10年3月30日条例第8号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、消費者の利益の擁護及び増進に関し、小金井市（以下「市」という。）及び事業者の責務並びに消費者の役割を明らかにするとともに、市が実施する施策について必要な事項を定めることにより、消費者行政を総合的に推進し、もって市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 消費者の利益の擁護及び増進は、市、消費者及び事業者の相互の信頼と協力を基調とし、次の各号に掲げる消費者の権利の確立を目指すことを基本にして行わなければならない。

- (1) 消費生活において、商品又はサービスにより生命、健康又は財産を侵されない権利
- (2) 消費生活において、商品又はサービスを適切に選択し、適正に使用又は利用するため、適正な表示を行わせる権利
- (3) 消費生活において、商品又はサービスについて不適正な取引行為から保護され、又は不当な取引条件を強制されない権利
- (4) 消費生活において、商品又はサービスについて不当に受けた被害から、公正かつ速やかに救済される権利
- (5) 消費生活において、必要な情報が速やかに提供される権利
- (6) 消費生活において、必要な知識及び判断力を習得し、主体的に行動するため、消費者教育を受ける権利
- (7) 消費生活において、消費者の利益の擁護及び増進について意見を表明し、行動する権利

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 消費者 事業者が供給する商品又はサービスを使用し、又は利用して生活する者をいう。
- (2) 事業者 商業、工業、サービス業その他の事業を行う者をいう。
- (3) 商品 消費者が消費生活を営む上において使用する物をいう。
- (4) サービス 消費者が消費生活を営む上において使用し、又は利用するもののうち、商品以外のものをいう。

(市の責務)

第4条 市は、この条例に定める施策を通じて、消費者の権利を確立し、もって市民の消費生活の安定と向上を図るものとする。

2 市は、前項の場合において、必要に応じ関係機関との連絡及び連携を図るよう努めるものとする。

3 市は、市民が消費生活の安定と向上を図るため自主的に推進する組織及び調査、研究、学習等の活動に対して、必要な援助及び協力を行うよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、消費者の権利を尊重し、これを侵してはならない。

2 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、常に法令を守るとともに、市がこの条例に基づき実施する施策に協力しなければならない。

3 事業者は、商品又はサービスの供給その他の事業活動を行うに当たり、自主的に消費者の利益の擁護及び増進のための措置をとるよう努めなければならない。

(消費者の役割)

第6条 消費者は、消費者の権利の確立を目指し、自ら進んで消費生活に関する知識を習得し、自主的かつ合理的に行動するよう努めるとともに、市及び事業者に対し意見を述べ、必要に応じ消費者相互の連携を図ることによって、消費生活の安定及び向上のために積極的な役割を果たすものとする。

## 第2章 消費者への支援

(情報の収集及び提供)

第7条 市長は、消費者の権利の確立を支援するために必要な消費生活に関する情報を収集し、消費者にその情報を提供するものとする。

(消費者教育の推進)

第8条 市は、消費者の権利の確立のために、必要な知識及び判断力を習得できるよう消費者教育の充実等の施策を講ずるものとする。

(消費者団体の助成)

第9条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者団体の助成に努めるものとする。

(消費者ラウンドテーブルの設置)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、消費者と事業者の対話の場を設けることができる。

2 事業者は、事業活動に消費者の意見を反映するため、消費者との対話に努めるものとする。

(消費者モニターの設置)

第11条 市長は、消費生活に関する情報及び意見を収集するため、小金井市消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）を置くことができる。

2 消費者モニターは、消費生活に深い理解と関心をもつ者のうちから市長が委嘱する。

3 消費者モニターの職務等は、別に規則で定める。

(商品又はサービスの供給等の要請)

第12条 市長は、生活関連商品又はサービスの円滑な流通を確保し、適正な価格の安定を図る必要があるときは、事業者及び事業者の組織する団体に対し、商品等の供給及び価格の安定について要請するものとする。

(消費者施設の整備等)

第13条 市は、消費者の権利の確立のため、消費者施設の整備及び拡充に努めるものとする。

(消費者の意見等の反映)

第14条 市長は、積極的に消費者の意見、要望を市の施策に反映するよう努めるものとする。

### 第3章 消費者被害の救済

(消費生活相談室の組織及び運営等)

第15条 市は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条第2項の規定により、消費生活センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターの名称及び住所は、次のとおりとする。

名称 小金井市消費生活相談室

住所 小金井市本町六丁目6番3号（小金井市役所内）

3 センターには、消費生活相談室の事務を掌理する消費生活相談室長及び消費生活相談室の事務を行うために必要な職員を置くものとする。

4 センターは、前項に規定する消費生活相談室長及び職員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

5 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(消費生活相談員の設置)

第15条の2 センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

2 センターは、消費生活相談員に対し、その資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

3 消費生活相談員の職務等は、別に規則で定める。

(資料の提出等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、消費生活相談員の扱う苦情の解決のため、当該苦情に係る事業者その他の関係人に対し、資料の提出、

報告等の協力を求めることができる。

(指導、勧告及び公表)

第17条 市長は、不適正な取引行為、商品もしくはサービスの不適正な表示又は不適正な容器もしくは包装がなされていると認めるときは、事業者に対し指導、勧告を行うことができる。

2 市長は、事業者が前項の指導、勧告に従わないことにより、消費者への被害が発生又は拡大するおそれがあるときは、小金井市消費生活審議会の意見を聴いた上で、当該事実及び事業者名を公表することができる。

#### 第4章 消費生活審議会

(設置)

第18条 市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、小金井市消費生活審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 審議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 消費生活の安定及び向上に係る事項について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。
- (2) 消費生活の安定及び向上に係る事項について市長に対して建議すること。
- (3) 本条例の改正について市長の諮問に応じて審議し、答申すること。

(組織)

第20条 審議会は、委員10人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 消費者 2人以内
- (3) 商工業者 2人以内
- (4) 農業者 1人以内

(任期)

第21条 前条に定める委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第22条 審議会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第23条 審議会は、必要の都度、会長が招集する。

(運営等)

第24条 本章に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項については、別に規則で定める。

## 第5章 雑則

(国又は東京都への要請)

第25条 市長は、消費生活の安定及び向上のために必要と認めるときは、国又は東京都に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう要請するものとする。

(適用除外)

第26条 第3章の規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第1項に規定する医薬品については適用しない。

2 第3章の規定は、次に掲げるものについては適用しない。

(1) 医師、歯科医師、その他これらに準ずる者により行われる診療行為及びこれに準ずる行為

(2) 商品又はサービスの価格で法令に基づいて規制されているもの

3 第2章の規定は、前項第1号に掲げる行為については適用しない。

(委任)

第27条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、別に規則で定める日から施行する。

(特別職の給与に関する条例の一部改正)

2 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

を

「 小口事業資金融資 審査会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円
消費生活審議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円」

に改める。

付 則（平成26年12月18日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成28年3月30日条例第15号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

小金井市消費生活条例施行規則

平成10年4月1日規則第45号

(目的)

第1条 この規則は、小金井市消費生活条例（平成10年条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

(消費者モニターの職務等)

第2条 条例第11条第1項に規定する小金井市消費者モニター（以下「消費者モニター」という。）の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消費者行政に対する意見、要望及び苦情を小金井市（以下「市」という。）に報告すること。
- (2) 消費者モニター連絡会及び各種懇談会に出席すること。
- (3) 市が主催する消費者関係事業に参加又は協力すること。
- (4) 知識向上を図るため学習、調査及び研究を行うこと。

2 消費者モニターの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 消費者モニターの人数は、12人以内とする。

(消費生活相談室長)

第2条の2 条例第15条第3項に規定する消費生活相談室長は、消費生活行政を所管する課長をもって充てる。

(消費生活相談員の職務等)

第3条 条例第15条の2第3項に規定する消費生活相談員の職務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 消費生活上の被害又は苦情の申出について、解決のための助言を行うこと。
- (2) 消費生活上の被害又は苦情の処理に関し、事業者と消費者双方の意見を聴取し、解決のための調整を図るとともに、必要に応じて東京都もしくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は連絡調整を図ること。
- (3) 消費生活上の被害又は苦情の処理に必要な資料の収集を行うこと。
- (4) 消費生活上の被害を防止するため、必要な情報の提供を行うこと。

2 前項の職務の実施日及び実施時間は、次のとおりとする。

(1) 実施日 月曜日から金曜日まで（小金井市の休日を定める条例（平成元年条例第7号）第1条第1項各号に掲げる市の休日を除く。）

(2) 実施時間 午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

3 消費生活相談員の人数は、5人以内とする。

（消費生活審議会の運営等）

第4条 条例第18条に規定する小金井市消費生活審議会（以下「審議会」という。）は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 審議会の議決決定は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 審議会の運営で必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

4 審議会は、公開で行うものとする。ただし、審議会の決定により非公開とすることができる。

5 審議会の庶務は、市民部経済課において処理する。

（委任）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

付 則（平成12年6月19日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の小金井市消費生活条例施行規則の規定は、平成12年4月1日から適用する。

付 則（平成28年3月29日規則第27号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（令和2年4月1日規則第36号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 消費生活審議会会議録の取扱い

平成18年10月11日承認済

令和30年11月19日一部改正

## 1 会議録の公開等について

## (1) 会議録の作成方法

会議録の作成方法は、会議内容の要点記録の方法で作成しています。

(小金井市市民参加条例施行規則 第6条第2項・第3項)

## (2) 会議録の記載事項

原則として、①会議の名称、②事務局、③開催日時、④開催場所、⑤出席者、⑥傍聴の可否、⑦傍聴者数、⑧傍聴不可・一部不可の場合は、その理由、⑨会議次第、⑩会議結果、⑪発言内容・発言者名、⑫提出資料、⑬その他必要な事項を記載することと規定されています。

(小金井市市民参加条例施行規則 第6条第1項第1号から第13号)

## (3) 会議録の公開

平成16年4月1日に施行した市民参加条例第7条第1号の規定による附属機関等の会議録は、情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に据え置く方法により市民に公開（条例施行規則第7条）しています。

## 2 会議録等のホームページへの掲載について

会議録の公開の方法は、「情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする」と規定(条例施行規則第7条)されています。

しかし、より多くの市民に見ていただくとの観点から、附属機関等の会議録等について、ホームページに掲載いたします。

## (1) 消費生活審議会会議録の掲載時期

会議終了後から原則2ヶ月までに掲載予定

## (2) 掲載する内容

- ① 会議録の「様式」により作成した表紙部分
- ② 発言内容（会議内容の要点記録）
- ③ 当日配布した資料（電子データのあるもの）

### 3 今後における消費生活審議会会議録の取扱いについて

#### (1) 会議録の承認方法

- ① 審議会開催後、事務局で速やかに会議録（案）を作成します。
- ② 委員各位に会議録（案）を送付し、内容確認を依頼（期日指定）します。内容修正を必要とする場合は、当該委員と調整のうえ修正します。
- ③ 調整後の会議録（案）を会長に送付し、承認を得ます。
- ④ 会議録として内部決裁終了後、公開手続を行います。

#### (2) 会議録の公開方法

- ① 情報公開コーナー、議会図書室、図書館本館に据え置きます。
- ② 市の公式ホームページに掲載します。

#### (3) 意見・提案シート

- ① 傍聴者の方から次回開催の10日前までに提案があった場合には、消費生活審議会の資料として配付いたします。（審議会案件に関係あるものに限る。）

小金井市市民参加条例

平成15年6月26日条例第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、小金井市（以下「市」という。）における、市民の市政への参加及び協働についての必要な事項を定め、もって多様な市民の意思を市政にいかし、市民本位の市政運営を円滑に進めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参加 市の政策立案、実施及びその評価に、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することをいう。
- (2) 協働 市民及び市が、それぞれの役割と責任に基づき、対等の立場で連携協力して市政を充実させ、又は発展させることをいう。
- (3) 附属機関等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置する機関をいう。
- (4) 市民の提言制度 市の施策原案に対する市民の書面等による意見の表示によって行う市民参加の方法をいう。

(基本理念)

第3条 市民及び市は、市民参加及び協働の前提条件として市政に役立つ情報の共有が不可欠であることにかんがみ、互いにこれに努めるものとする。

2 市民参加及び協働に当たっては、何人も互いの意見が平等に扱われることを自覚し、積極的には発言しない市民のみならず、市内に居住する未成年者、市内に通勤もしくは通学する者、市内に事務所もしくは事業所等の活動拠点を有する法人その他の団体又は市内に暮らす外国籍を有する者の意向にも配慮するとともに、異なる意見を有する者の意見も尊重し、あら

ゆる関係者相互の信頼関係を築くことに努めるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、市民に対し、適切な時期に、市の政策立案、その決定、実施の理由及び内容、その内容を具体化する手段及び市の政策実施の評価並びに市民参加の方法について、市民に分かりやすい方法で十分に説明する責務を負う。

2 市は、市民の市政に対する要求及び意見を誠実に受け止め、処理しなければならない。この場合において、市は、そのための窓口を保障しなければならない。

3 前2項の規定は、市が他の自治体等と共同又は協力して行う事業で、市民生活に影響を与えるものについても適用があるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、市民参加及び協働の目的を自覚し、市と共に市政運営が円滑に進むよう努めなければならない。

## 第2章 市政情報の公開

(市の会議の公開)

第6条 市の会議は、原則として公開する。

2 公開の例外として認められる非公開の会議は、その理由を明らかにしなければならない。

3 非公開の会議の記録のうち、非公開とするものは、特に秘密を要すると認められるものに限る。

(情報公開手段の拡充)

第7条 市は、市民との情報の共有を図るため、次に掲げる事項に配慮し、努力しなければならない。

(1) 会議録の公開

(2) 広報紙等の拡充

(3) 情報公開施設の拡充

(4) 通信等情報伝達手段の充実

### 第3章 附属機関等への市民参加

#### (附属機関等の設置)

第8条 市は、市の重要政策について、その企画、策定、実施又は評価に至る過程に係る附属機関等を設置するものとする。

#### (附属機関等の構成)

第9条 附属機関等には、原則として公募による委員（以下「公募委員」という。）を置かなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、附属機関等に公募委員を置かない場合は、市はその理由を明らかにしなければならない。

3 附属機関等における公募委員の比率は、原則として30パーセント以上とする。

4 附属機関等の委員構成は、男女それぞれに偏りがないように配慮しなければならない。

#### (公募委員の選任等)

第10条 市は、公正な方法によって公募委員の選任等を行わなければならない。

2 市は、公募委員を選考する場合は、あらかじめ選考基準を公表しなければならない。また、選考結果をその理由とともに遅滞なく公表しなければならない。

#### (委員の選任等)

第11条 市は、附属機関等の委員の選任等の結果を、その理由とともに公表しなければならない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

#### (附属機関等の委員の兼任と任期)

第12条 附属機関等の委員は、原則として他の附属機関等の委員を二つ以上兼ねることはできない。ただし、臨時的、時限的に設置される附属機関等の委員については、そのほかに、一つに限り兼ねることができるものとする。

2 委員の任期は、原則として3期までとする。ただし、専門的知識又は技能を必要とする附属機関等の委員の場合は、この限りでない。

(附属機関等の答申等の尊重)

第13条 市は、附属機関等から提出のあった答申等を尊重しなければならない。

2 市は、前項の答申等が市政にいかされない場合は、その理由を遅滞なく公表しなければならない。

#### 第4章 市民の意向調査

(市民の意向調査)

第14条 市は、市政に係る重要な施策又は課題について、市民の意向を知る必要があると認める場合は、市民の意向調査を実施するものとする。

2 市民は、市に意向調査の実施を求めることができる。

3 市は、意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法について、あらかじめ公表しなければならない。

#### 第5章 市民の提言制度

(市民の提言制度)

第15条 市の施策原案に対して、市が市民に提言を求める制度は、本条の定めるところによる。

2 市は、市民の提言制度の実施に当たっては、対象事項の内容、市民の意見の提示方法及び提出先並びに提示された意見の扱い方について、あらかじめ公表しなければならない。

3 市は、市民の提言方法について、多様な方法を保障しなければならない。

4 市民の意見の提示期間は、原則として1か月以上とする。

5 市は、市民の提言制度の実施結果及びその扱いについて、速やかに公表しなければならない。

#### 第6章 市民投票

(市民投票)

第16条 市は、市政に関する市民投票を行うことができる。

(投票資格者)

第17条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、年齢満18年以上の日本国籍を有する者又は永住外国人であり、かつ、その

者に係る市の住民票が作成された日（市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものについては、当該届出をした日）から引き続き3か月以上市の住民基本台帳に記録されているものであって、規則で定めるところにより作成する投票資格者名簿に登録されているものとする。

2 前項の永住外国人とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者  
(市民からの請求による市民投票)

第18条 投票資格者は、規則で定めるところにより、その総数の100分の13以上の者の連署をもって、その代表者から、市長に対して、市政の重要事項について市民投票を実施することを請求することができる。

2 前項の請求を行おうとする者は、規則で定めるところにより、市民投票の形式等市民投票の実施に必要な事項を請求書に明記しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による請求があったときは、市民投票を実施しなければならない。ただし、市政の重要事項であっても、法令の規定により市民投票を行うこととされている事項である場合、税率、分担金、使用料、手数料等の額に関する事項である場合又は特定の地域に廃棄物処理施設等の嫌悪施設を立地させる事項である場合は、市民投票を実施しないことができる。

4 市長は、前項の規定により行う市民投票の実施に要する経費を、他の経費とは区別して、独立した補正予算とした議案を市議会に提出するものとする。

5 市議会は、第3項の規定により行われる市民投票の円滑な実施に協力するものとする。

6 第1項において、市民投票の実施を求める投票資格者は、地方自治法の条例の制定又は改廃の請求に関する規定の例により、市長に対し、署名簿

を提出するものとする。

(市民投票の期日)

第19条 市長は、前条第3項の規定により市民投票を実施するときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

2 市長は、前項の規定による告示の日から起算して90日を超えない範囲内において市民投票の期日を定め、市民投票を実施するものとする。

(情報の提供)

第20条 市長は、市民投票を実施するときは、当該市民投票に係る市政の重要事項に関する情報を、市民に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、事案についての中立性を保持しなければならない。

(請求の制限)

第21条 この条例による市民投票が実施された場合には、市民投票の期日から2年間は、同一の事項又は当該事項と同旨の事項について、第18条第1項の規定による請求を行うことができない。

(投票結果の尊重)

第22条 市民投票の結果において、選択肢のいずれかが投票資格者総数の3分の1以上の者により選択されたときは、市長及び市議会は、当該結果を尊重しなければならない。

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第7章 市民と市との日常的な協働

(市民と市との日常的な協働)

第24条 市民及び市は、市民と市との日常的な協働を円滑に進めるため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 市民の知識及び技能の市政への活用

(2) 市民による協働のための情報の市への自主的提供並びに市による市民情報の積極的収集及び市民との共有

(3) 市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整

## 第8章 協働のための活動拠点

(活動拠点の設置)

第25条 市は、別に定めるところにより、日常的な協働のための拠点を設置するよう努めなければならない。

2 前項の拠点においては、市民個人及び市民グループ（NPO（民間非営利活動団体）を含む。）等から成る市民の組織が市と協働し、日常的な情報又は意見の交換を通して、その成果について、説明責任を果たし、健全なまちづくりを推進するものとする。

## 第9章 市民参加推進会議

(市民参加推進会議の設置)

第26条 市は、この条例の適正な運用状況を審議するため、市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(推進会議の役割)

第27条 推進会議は、社会情勢の変動に留意しつつ、この条例の運用状況を審議し、条例の見直しを含め、市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする。

2 市長は、推進会議の提言及びこれに対する市長の意見を速やかに公表しなければならない。

(推進会議の構成等)

第28条 推進会議の委員は12人以内とし、委員は、次の者をもって構成する。

- (1) 市民（市内に住所を有する者に限る。） 5人以内
- (2) 市民団体代表（市内の地域団体等の代表） 3人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 市に勤務する職員 2人以内

2 前項第1号及び第2号の委員は、公募によるものとする。

3 推進会議に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

4 委員長は、推進会議を総理する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長

に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議委員の任期)

第29条 推進会議委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、連続して3期を超えてはならない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(推進会議の運営)

第30条 推進会議の運営については、別に定める。

## 第10章 雑則

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

小金井市市民参加条例施行規則

平成16年3月4日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、小金井市市民参加条例（平成15年条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(市の会議)

第2条 条例第6条第1項に規定する市の会議とは、条例第2条第3号に規定する附属機関等の会議をいう。

(非公開の会議)

第3条 条例第6条第2項に規定する非公開の会議とは、小金井市情報公開条例（平成14年条例第31号。以下「情報公開条例」という。）第5条各号に規定する内容を議題とする会議等をいう。

(会議録等の非公開)

第4条 条例第6条第3項に規定する非公開の会議の記録のうち、特に秘密を要すると認められ非公開とするものは、情報公開条例第5条各号に規定する内容を議題とする会議等の記録をいう。

(会議録作成の基本方針)

第5条 条例第7条第1号の会議録は、あらかじめ関係附属機関等に諮った上、次に掲げる会議録の作成方法の中から、会議内容等に応じ適切な方法を選択するものとする。

(1) 全文記録

(2) 発言者の発言内容ごとの要点記録

(3) 会議内容の要点記録

(会議録の記載事項)

第6条 会議録（様式）には、原則として次の事項を記載するものとする。ただし、規則、規程、細則、要綱、要領、規約等で設置根拠が定められている会議等の会議録については、第11号に定める発言内容の記載は、主な発言要旨等の記載とすることができる。

(1) 会議の名称（附属機関等名）

- (2) 事務局（担当課）
- (3) 開催日時
- (4) 開催場所
- (5) 出席者
- (6) 傍聴の可否
- (7) 傍聴者数
- (8) 傍聴不可・一部不可の場合は、その理由
- (9) 会議次第
- (10) 会議結果
- (11) 発言内容・発言者名
- (12) 提出資料
- (13) その他必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、率直な意見の交換や意思決定の中立性の確保のために必要なときは、発言者名の記載を省略することができる。この場合において、発言者名の記載の省略の可否は、当該附属機関等の出席委員の過半数をもって決するものとする。

（会議録の公開の方法）

第7条 条例第7条第1号の会議録の公開は、情報公開コーナーに据え置く等の方法によるものとする。

（重要政策）

第8条 条例第8条に規定する附属機関等が審議する市の重要政策とは、小金井市基本構想に掲げられている政策等をいう。

（公募委員）

第9条 条例第9条に規定する公募委員になることができる者は、原則として応募時に18歳以上であって、市内在住、在勤又は在学のものとする。

（公募の周知）

第10条 市長は、公募委員を募集する場合は、附属機関等の設置の趣旨、目的、所掌事項等を明確にした上で、市報等により市民に周知し、幅広く市民の参加が得られるよう配慮するものとする。

(公募委員の選考方法及び公表)

第11条 市長は、条例第10条の規定に基づく公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 選考委員会における公募委員の選考方法は、次の各号のいずれかから附属機関等の設置の趣旨及び目的に合った方法を選択するものとする。

(1) 論文、作文等による選考

(2) 面接選考

(3) 書類審査

(4) 抽選

3 前項の選考方法は、あらかじめ募集又は選考に係る要領等を策定の上公表し、適正かつ公平を期するよう配慮するものとする。

4 選考結果については、これを応募者に通知するとともに、市報等によりその結果及び理由を公表するものとする。

(公募委員が定員に満たない場合等の取扱い)

第12条 前条の規定にかかわらず、公募委員が定員に満たない場合又は応募者の中から選任できない場合は、関係団体からの推薦、市長からの就任要請等により適切に対応するものとする。

(附属機関等の委員の選任結果の公表)

第13条 条例第11条に規定する附属機関等の委員の選任結果の公表は、選任した委員名、選任理由等を明記して市報等により行わなければならない。

(公表方法等)

第14条 条例第13条第2項の規定による答申等が市政にいかされない場合の理由の公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

2 市は、答申等を提出した附属機関等の委員に対し、前項の理由等を通知するものとする。

(意向調査の対象事項)

第15条 条例第14条第2項に規定する市民の意向調査の実施に当たっては、原則として意向調査の内容を所管する課に当該事項に関する附属機関等が

ある場合はその附属機関等に、附属機関等がない場合は条例第26条に規定する市民参加推進会議に意見を求めるものとする。

(意向調査の公表)

第16条 条例第14条第3項に規定する市民の意向調査の目的、内容、対象者及び結果の処理方法についての公表の方法は、第19条第4項の規定を準用する。

(市民の提言制度の対象事項)

第17条 条例第15条第1項の施策原案は、次に掲げるものとし、その制定、改廃、策定等を行う場合において市民に提言を求めるものとする。

(1) 次に掲げる条例の案

ア 市の基本的な制度を定める条例

イ 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ 市民に義務を課し、又はその権利を制限する条例

(2) 市民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える規則等

(3) 基本構想等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画

(4) 市の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

(適用除外)

第18条 前条の規定にかかわらず、施策原案が次の各号のいずれかに該当するときは、条例第15条の規定による市民の提言制度は、適用しない。

(1) 迅速又は緊急に定める必要があるため、市民の提言制度を実施することが困難なものであるとき。

(2) 金銭の徴収又は予算の定めるところにより行う金銭の給付に関するものであるとき。

(3) 他の法令等の制定又は改廃に伴い必要とされる規定の整備その他の市民の提言制度を実施することを要しない軽微な変更を行うものであるとき。

(4) 法令その他の規定により、縦覧、意見書の提出その他市民の提言制

度と同様の手続を行って定めるものであるとき。

(5) 附属機関等が市民の提言制度に準じた手続を経て定めた報告、答申等に基づき定めるものであるとき。

(6) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により議会に付議して定めるものであるとき。

2 施策原案が前項第1号に該当する場合は、その理由を公表するものとする。この場合においては、次条第4項の規定を準用する。

（事前の公表事項）

第19条 条例第15条第2項の規定に基づきあらかじめ公表する事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 施策の名称及び内容

(2) 施策の処理方針に関する市の原案及びこれに関する資料

(3) 意見の提出先、提示方法及び提示期間

(4) 意見を提示することができるものの範囲

(5) 提示された意見の扱い方

(6) 検討結果の公表予定時期

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第2号に規定する資料は、施策原案の趣旨、目的、概要その他の当該施策原案を理解するために必要な情報とする。

3 第1項第6号の検討結果の公表予定時期に公表できない場合は、その理由及び新たな検討結果の公表予定時期を公表しなければならない。

4 第1項及び前項の規定による公表は、市長が指定する場所での閲覧又は配布、インターネットを利用した閲覧等の方法により行うものとする。

（意見の提示方法等）

第20条 市長が市民の提言を募集するときは、直接持参、郵便、ファクシミリ等できる限り提言する市民の利便を考慮した方法によるものとする。

2 意見を提出しようとする市民は原則として住所、氏名等を、法人その他の団体にあつては所在地、団体名、代表者の氏名等を明らかにしなければならない。

3 第1項の募集に係る市民の意見の提示期間は、条例第15条第4項に定める期間とし、意見の提示を求める施策等の内容に応じて適切に定めるものとする。ただし、緊急の必要がある場合、その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(検討結果の公表)

第21条 市長は、提出された意見の検討を終えたときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

(1) 提出された意見の全文(提出された意見がなかった場合にあっては、その旨)

(2) 提出された意見の検討結果及びその理由

2 前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第1号の提出された意見の全文に代えて、当該提出された意見を整理し、又は要約したものを公表することができる。この場合において、当該公表の後遅滞なく、当該提出された意見の全文を事務室への備付けその他の適当な方法により公表しなければならない。

3 前2項の規定により提出された意見の全文を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、情報公開条例第5条各号に規定する内容に該当するとき、その他正当な理由があるときは、当該提出された意見の全部又は一部を公表しないことができる。

4 第19条第4項の規定は、第1項の規定による公表の方法について準用する。

(市民及び市民団体選出委員の資格)

第22条 条例第28条第1項第1号に規定する市民及び同項第2号に規定する市民団体代表の委員となることができる者の資格は、条例第12条第1項の規定を準用するものとする。

(市職員選出委員)

第23条 条例第28条第1項第4号の市に勤務する職員は、次に掲げる職にある者とする。

(1) 企画財政部長

(2) 総務部長

(市民参加推進会議の運営)

第24条 市民参加推進会議（以下「推進会議」という。）は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見もしくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

5 推進会議の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(委任)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現に設置されている附属機関等の会議録の扱いについては、第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この規則の施行後に設置される附属機関等の会議録は、情報公開コーナーに据え置くものとする。

付 則（平成17年2月18日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成17年1月27日から適用する。

付 則（平成19年3月30日規則第29号抄）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年9月20日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第14条の規定は、この規則の施行の日以後の答申等から適用する。

3 改正後の第17条から第21条までの規定は、この規則の施行の日以後に実施する市民の提言制度から適用する。

付 則（平成21年9月30日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の小金井市市民参加条例施行規則の規定は、平成21年9月1日から適用する。

様式（第6条関係）

## 会 議 録

会議の名称	
事務局	
開催日時	年 月 日 時 分から 時 分まで
開催場所	
出席者	
傍聴の可否	可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	
傍聴不可等の理由等	
会議次第	
会議結果	
発言内容・ 発言者名 (主な発言 要旨等)	発言内容
提出資料	
その他	

小金井市附属機関等の会議に関する傍聴要領

平成16年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3号の規定に基づき法律もしくは条例の定めるところにより設置される附属機関又は市長の定める他の審査、諮問、調査等のために設置される機関（以下「附属機関等」という。）の会議の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の確保)

第2条 附属機関等の長は、会議を開催しようとするときは、傍聴席が確保できるよう努めなければならない。ただし、会議会場の広さ等により傍聴席の確保が困難な場合は、この限りでない。

(傍聴人の数)

第3条 附属機関等の会議の傍聴人の数は、会議会場の広さ等を考慮し、附属機関等の長が決めるものとする。

(傍聴人の手続及び決定)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、附属機関等の長に申し込み、小金井市附属機関等の会議傍聴券（様式。以下「傍聴券」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

3 傍聴人は、原則として会議開催予定時刻の10分前から先着順で決定する。ただし、会議開催予定時刻の10分前における傍聴希望者が、前条に規定する傍聴人の人数を超えるときは、くじ引きで傍聴人を決するものとする。

(傍聴券の提示)

第5条 傍聴人は、係員から要求があったときは、傍聴券を提示しなければならない。

(傍聴券の返還)

第6条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、

傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号の一に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器を持っている者
- (5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持っている者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、次に定める事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎたてないこと。
- (3) はち巻き、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) コートの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。ただし、飲食について会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないこと。
- (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第10条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要領に違反するときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか、傍聴の実施に関し必要な事項は、会議の長が別に定める。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

付 則 (令和元年10月16日要領第20号)

この要領は、令和元年11月1日から施行する。

付 則 (令和2年8月18日要領第16号)

この要領は、令和2年8月20日から施行する。

付 則 (令和2年9月7日要領第18号)

この要領は、令和2年9月7日から施行する。

様式（第4条関係）

小金井市附属機関等の会議傍聴券

## 消費生活審議会傍聴券控

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

担当 市民 部 経済 課 消費生活 係

## 傍 聴 券

No. \_\_\_\_\_

年 月 日

## 〔注意事項〕

- 1 傍聴者は、傍聴席以外に立ち入らないでください。
- 2 傍聴者は、傍聴を終え退場しようとするときは傍聴券を返還してください。
- 3 傍聴席には、凶器その他危険なもの、張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類及び笛、ラッパ、太鼓その他楽器その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを持ち込まないでください。
- 4 傍聴者は、傍聴席では次の事項を遵守してください。
  - (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
  - (2) 談論し、放歌し、高笑いしその他騒ぎたてないでください。
  - (3) はち巻、腕章、たすきの類をする等示威的行為をしないでください。
  - (4) コートの類の着用は御遠慮ください。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を受けたときは着用できます。
  - (5) 飲食又は喫煙はしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは、飲食できます。
  - (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為はしないでください。
  - (7) 携帯電話は、電源を切り、又はマナーモードとし、通話をしないでください。
  - (8) 写真及び映像の撮影、録音並びにこれに類する行為をしないでください。ただし、会議の長の許可を受けたときは可能です。
- 5 傍聴者は、係員の指示に従ってください。
- 6 会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為があった場合、退席していただくことがあります。

担当 市民 部 経済 課 消費生活 係

令和 年 月 日  
消費生活審議会

傍聴受付記入表

- ・傍聴にあたり、手洗い、うがい、消毒、マスクの着用をお願いしています。
- ・新型コロナウイルス感染症等の対策として、以下の項目にご回答ください。
- ・新型コロナウイルス感染症の発症が確認された場合にご連絡させていただくため、ご連絡先を御記入のうえ、傍聴券とともに受付にご提出ください。
- ・同意いただけない場合及び体調不良の項目に該当する場合は、傍聴をご遠慮いただいておりますので、ご了承ください。

【確認項目】

- |                     |            |
|---------------------|------------|
| 1 発熱の症状がある          | ( はい・いいえ ) |
| 2 せき、くしゃみ等風邪の症状がある  | ( はい・いいえ ) |
| 3 倦怠感(強いだるさ)がある     | ( はい・いいえ ) |
| 4 呼吸が困難である(息苦しさがある) | ( はい・いいえ ) |

【御連絡先】

氏 名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

ご協力ありがとうございました。

(備考) ご記入していただいた個人情報につきましては、小金井市個人情報保護条例に基づき適切に取り扱い、新型コロナウイルス感染症対策以外には使用いたしません。



## 令和2年度消費者行政事業の概要

市民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的として、消費者行政を総合的に推進するため、平成10年7月1日、「小金井市消費生活条例」を施行しました。

消費者行政については、東京都と市の役割分担を図る中で、市では、消費者や消費者活動に対して、自立の支援や消費生活における被害の救済などの事業を行っています。

### 1 消費生活相談

訪問販売等の契約トラブルや、購入した商品や役務に対する苦情などの相談窓口を設け、専門の消費生活相談員が対応しています。

情報提供だけでなく、経済的被害を被った場合は、業者斡旋をして被害金等を取り戻す交渉など被害救済に努めています。

相談日	月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時30分～午後4時（正午～午後1時を除く）
場所	消費生活相談室（市役所第二庁舎4階）
相談員	消費生活専門相談員 4人

<関係規定>

☆小金井市消費生活条例及び同施行規則（平成10年7月1日施行）

☆消費生活相談員設置要綱（平成16年4月1日施行）

令和2年12月28日現在相談件数 738件（令和2年度）

### 2 消費生活審議会

市民の消費生活の安定及び向上を図るため、市長の附属機関として、行政の運営に当たり専門性の高い事項や公正な執行が望まれる事項等について、広く各界の意見を聴くために設置しています。

第1回	令和2年9月10日（火）	小金井市第2庁舎301会議室
第2回	令和3年3月24日（水）	小金井市市民会館萌え木ホール B会議室

<関係規定>

☆小金井市消費生活条例及び同施行規則（平成10年7月1日施行）

### 3 消費者講座（消費者講座・一日生活教室）

自立した消費者育成を目指し、消費生活に必要な知識及び判断力の習得と意識啓発の向上を図ることを目的としている。また、今年度からは高齢者の見守り協力者の育成を目的とした講座も開催している。その他、地産池消の料理教室を開催しています。

#### （1）出前講座

6月17日・24日	小金井市第2庁舎801会議室（27人）
6月19日	前原町西之台会館（31人）
7月2日・3日・6日・7日	婦人会館・前原町西之台会館（38人）
7月10日	小金井市保健センター（11人）
10月12日	前原暫定集会施設（15人）
10月29日	小金井市総合体育館（75人）
11月10日	小金井市第2庁舎801会議室（10人）
11月18日	婦人会館（23人）
11月19日	前原町西之台会館・東小金井駅開設記念会館（28人）
12月4日	社会福祉協議会（14人）

#### （2）中学生・高校生・大学生のための消費者スクール（講座）

クラスごと又は学年ごとに視聴覚室や体育館等で開催。契約の基本について学び、消費生活相談事例を通して対策と注意喚起を行う。

10月30日	法政大学小金井キャンパス（30人） （会議用システムによるセミナー）
11月4日	都立小金井北高校（体育館）（1年生）（235人）

#### （3）高齢者見守り協力者育成講座

##### ① 認知症サポート養成講座

10月12日	前原暫定集会施設（15人）
--------	---------------

##### ② 生活支援員事務連絡会

11月4日	小金井市社会福祉協議会（23人）
-------	------------------

#### (4) 一日生活教室（地元野菜を使った料理教室）

本年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

例年は7月に公民館緑分館調理室で実施

- ・市内の農業者が丹精こめて作った新鮮野菜を使った夏におすすめの健康料理を作りながら地産地消をPRしております。

### 4 消費者団体育成

#### (1) 消費者団体の助成

市内の5団体で「小金井市消費者団体連絡協議会」を組織し、相互の連携を図りながら消費者意識の向上に努め、消費生活展、リサイクルバザー、おもちゃの病院をはじめ、消費生活に関する調査、環境問題、機関紙発行などに取り組んでいます。

市では、この協議会に対して補助金を交付するなどして育成・援助を行っています。なお、加入している団体に交付するものではありません。

＜関係規定＞

☆小金井市消費生活条例

☆小金井市消費者団体連絡協議会補助金交付要綱

#### (2) 消費者団体講習会等講師派遣

消費者団体が消費者意識の向上のために、自らが行う講習会や勉強会等を開催するときに、講師派遣をしています。

＜関係規定＞

☆消費者団体講習会等講師派遣要綱（昭和51年8月1日施行）

3月 4日 クリーニング屋さんが教える！石けんでお洗濯  
（オンライン開催）

### 5 不用品交換常設コーナー

市民に物を大切にする精神と再利用を促す目的で、不用品を交換したい者（売手、買手）からの申請に基づいて「交換カード」を作成し、常設コーナーに掲示し周知する。交換品の陳列、展示は行わない。交換の交渉は、すべて交換者双方で行います。

設置場所 市役所第二庁舎4階消費者コーナー

交換期間 4か月間

除外品目 食料品、不動産、自動車、薬品、ペットなど

※修理を要する機器類、着古したもの、下着類の衣料品も除外

令和2年12月28日現在 登録 44件（令和2年度）

< 関係規定 >

☆不用品交換常設コーナー設置要綱（昭和 52 年 5 月 1 日施行）

## 6 食品放射能測定

食品の放射能測定を希望する市民に対し実施しています。測定業務は市と協定を結んだ団体が測定している。（電話で予約受付）

測定場所 上之原会館放射能測定室

測定団体 小金井市放射能測定器運営連絡協議会

測定日 週 1 日金曜日、1 日 2 検体

食品中のセシウム 134 及びセシウム 137 の放射能濃度を測定しています。（国の基準数値 100 ベクレル/kg）

令和 2 年 1 2 月 2 8 日現在 申込 4 3 件（令和 2 年度）

< 関係規定 >

小金井市放射能測定事業取扱要領（令和 2 年 9 月 1 日施行）

## 7 公衆浴場施設改修費補助制度

公衆浴場が地域住民の公衆衛生の確保に果たしている役割とその公共性にかんがみ、公衆浴場の営業許可を得て現に営業している浴場に対して、施設の改修工事に要する経費の一部を補助しています。

市内 1 浴場

補助金額 改修工事費の 1 / 2 以内とし、限度額 5 0 万円

< 関係規定 >

小金井市公衆浴場施設改修費補助金交付要綱

（平成 3 年 5 月 1 日施行）

## 8 計量器検査事前調査

計量法の規定により、商店での取引や学校、病院等での証明に使用する業務用はかりは、2 年に一度の検査を受けなければならないことになっています。このため、検査対象台帳を作成するため、はかりの種類及び数量等の事前調査を市が行います。

※ 今年度は実施年度であるため 3 月に実施予定。平成 1 7 年度から東京都の検査員が直接事業所に出向き検査しています。

直近は令和 3 年 3 月に事前調査を実施する予定。

## 9 北多摩南部地区消費者行政協議会

ますます広域化、複雑化する消費者問題に対応するため、消費者行政のあり方について研究を行うとともに、相互の連帯を密にすることにより、北多摩南部地域における消費者行政施策の発展を図っています。

組織	北多摩南部5市（三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市）及び東京都多摩消費生活センター
事業	消費者行政の研究調査、情報交換及び協議
会議	総会 7月20日（月）書面実施 定例会 11月20日（金）第1回 令和3年2月15日（月）第2回
会場	第1回定例会 小金井市前原暫定集会施設前原暫定会議室 第2回定例会 WEB会議での開催

### < 関係規定 >

北多摩南部地区消費者行政協議会規約（平成13年4月1日施行）

## 10 家庭用品品質表示法等、立入調査

経済産業省・消費者庁の移管により、家庭用品品質表示法、消費生活用製品安全法、電気用品安全法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、ガス事業法の立入検査を行う。

☆検査方法 市内販売店等の製品の陳列保管場所に立入り、法に基づく製品の表示の有無を確認します。

調査日時 11月26日（木）午前10時から2時間

調査店舗 MEGAドン・キホーテ武蔵小金井駅前店  
（株式会社 長崎屋）

### < 検査品目 >

家庭用品品質表示法＝電子レンジ

電気用品安全法＝スマートフォンバッテリー（電源含む）

消費生活用製品安全法＝圧力釜（IHジャー炊飯器）

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律  
＝カートリッジガスコンロ

ガス事業法＝ガスコンロ

## 1 1 その他

### 【高齢者対策事業】

#### 《地域包括支援センター訪問》

- ・市内4つの包括支援センターと本町高齢者在宅サービスセンターを高齢者見守り講座の開催の度、訪問し案内するとともに情報交換を行っています。

#### 《悠友クラブ（老人クラブ）との連携》

- ・高齢者の消費者被害未然防止のため、悠友クラブ（老人クラブ）事務局を高齢者見守り育成講座の開催の度、訪問。講座の参加及び出前講座の呼びかけを行っている。

### 【若年者対象事業】

#### 《大学訪問》

- ・ 10月 4日（月）法政大学小金井学生生活課と打ち合わせ  
10月30日（月）出前講座（会議用アプリケーションによるセミナー）  
法政大学小金井キャンパス 午後5時00分～午後6時40分

### 【都及び関係機関との連携】

#### 《高齢者被害特別相談》

- ・ 9月14・15・16日

高齢者の消費者被害の未然防止・拡大防止を目的とし、特別相談を関東甲信越ブロック高齢者被害防止共同キャンペーンとして連携して取り組むことで普及啓発効果を高める。市報掲載とパンフレットの設置などを行う。

#### 《若者のトラブル110番》

- ・ 平成3年3月8・9日

若者の消費者被害の未然防止・拡大防止に関する普及啓発を東京都・都内区市町村と共同キャンペーンとして連携して取り組むことで普及啓発効果を高める。市報掲載とパンフレットの設置など。

#### 《多重債務110番》

- ・ 多重債務は必ず解決することを広く都民に周知し、法律の専門化と相談できる機会を様々な形で都民に提供するための共同で開催しています。相談室にて電話・来所による対応、市報及び市のホームページで広報しています。

資料 9

第1回：9月7・8日 多重債務に関する相談件数1件

第2回：令和3年3月1・2日

《職員研修》

令和2年度に参加をしている研修等については、資料13のとおりです。(予定を含む)

## 経済課消費生活係事務報告

(令和2年12月末日現在)

## 1 消費者関係

事業名	月日等	件数等	内容							
			令和元年度		令和2年度		令和元年度		令和2年度	
消費生活相談	月～金	738件 (700件)	①	商品一般	148件	43件	⑭	修理・補修	11件	6件
			②	食料品	30件	70件	⑮	管理・保管	1件	1件
			③	住居品	22件	29件	⑯	役務一般	0件	0件
			④	光熱水品	15件	17件	⑰	金融・保険サービス	45件	42件
			⑤	被服品	22件	51件	⑱	運輸・通信サービス	102件	112件
			⑥	保健衛生品	19件	71件	⑲	教育サービス	6件	5件
			⑦	教養娯楽品	32件	67件	⑳	教養・娯楽サービス	41件	29件
			⑧	車両・乗り物	11件	2件	㉑	保健・福祉サービス	37件	25件
			⑨	土地・建物・設備	16件	19件	㉒	他のサービス	37件	42件
			⑩	他の商品	1件	1件	㉓	内職・副業・ねずみ講	3件	7件
			⑪	クリーニング	3件	3件	㉔	他の行政サービス	6件	6件
			⑫	レンタル・リース・貸借	36件	45件	㉕	他の相談	21件	15件
			⑬	工事・建築・加工	35件	30件				
個人情報苦情相談	月～金	0件 (0件)	①	目的外利用	0件	0件	⑥	同意のない提供	0件	0件
			②	不適正な取得	0件	0件	⑦	オプトアウト違反	0件	0件
			③	情報内容の誤り	0件	0件	⑧	開示等	0件	0件
			④	漏えい・紛失	0件	0件	⑨	苦情等の窓口対応	0件	0件
			⑤	委託先等の監督	0件	0件	⑩	その他	0件	0件
一日生活教室	—	—	①	夏野菜を取り入れましょう 地元野菜を使った料理教室 新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止						
消費生活相談員、 消費生活係長 による出前講座	10.30	30人	②	消費者オンラインセミナー あなたも狙われている！ 身近にひそむ悪質商法・消費者トラブルから身を守るために (法政大学小金井キャンパス)						
	11.4	235人	③	消費者スクール「気をつけて！悪質業者は若者を狙っています！」 (都立小金井北高等学校)						
	6.17・24	27人	④	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (市役所第二庁舎801会議室)						
	6.19	31人	⑤	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (前原町西之台会館)						
	7.2・3・6・7	38人	⑥	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (婦人会館・前原町西之台会館)						
	7.10	11人	⑦	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (小金井市保健センター)						
	10.12	15人	⑧	認知症サポーター養成講座の受講者 安心見守り・最近の消費者の被害事例 (前原町西之台会館)						
	10.29	75人	⑨	安心見守り・最近の消費者の被害事例 (小金井総合体育館)						
	11.4	23人	⑩	生活支援員事務連絡会受講者 安心見守り・最近の消費者の被害事例 (社会福祉協議会)						
	11.10	10人	⑪	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (市役所第二庁舎801会議室)						
	11.18	23人	⑫	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (婦人会館)						
	11.19	28人	⑬	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (前原町西之台会館・東小金井駅開設記念会館 (マロンホール))						
12.4	14人	⑭	さくら体操参加者 最近の消費者の被害事例 (前原町西之台会館)							

(令和2年12月末日現在)

事業名	月日等	件数等	内容																		
北多摩南部地区消費者行政協議会	・総会(7.20) ・定例会(11.20/2.15(予定)) ・相談員情報連絡会(12.17)	4回	消費者問題の対策研究・情報交換 相談員事例研修																		
不用品交換	〔 月～金 〕 経済課不用品 交換コーナー	44件	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>成立</th> <th>取下</th> <th>削除</th> <th>未</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売手</td> <td>3</td> <td>11</td> <td>9</td> <td>17</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>買手</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table>		成立	取下	削除	未	合計	売手	3	11	9	17	40	買手	0	0	1	3	4
	成立	取下	削除	未	合計																
売手	3	11	9	17	40																
買手	0	0	1	3	4																
マイバッグ キャンペーン	10.24(中止)	—	消費生活展で啓発グッズの配布 新型コロナウイルス感染拡大防止のため																		
不要品の再利用・再資源			(主催 小金井市消費者団体連絡協議会)																		
リサイクルバザー おもちゃの病院 食器リサイクル	8月を除く 毎月第3木曜 (上之原会館)	未実施	リサイクルバザー出店者 0人 リサイクルバザー利用者 0人 おもちゃの病院 0人 食器リユース利用者 0人																		
消費者団体講習会 講師派遣	3.4	—	ZOOMでクリーニング屋さんが教える！石けんでお洗濯																		
消費生活展	10.24(中止) (上之原会館)	—	第54回消費生活展 マルシェこがねい 新型コロナウイルス感染拡大防止のため																		
消費者ルームまつり	3.19 (上之原会館) (中止)	—	第25回消費者ルームまつり																		

## 2 公衆浴場施設改修補助制度実施状況

(令和2年12月末日現在)

受	付
件数	補助金額
1件	500,000円

## 3 消費者団体育成

小金井市消費者団体連絡協議会(加入団体に交付はいたしません。)

加入団体	補助金額
5団体	400,000円

## 4 放射能測定実施状況

測定件数 43件	
測定品目	<p>すもも(市原市)・すもも(小金井市)・タケノコ(長野県)・ドクダミ(小金井市)・スイカ(福島県)・トマト(宮城県)・煎茶(静岡県)・発芽玄米(宮城県)・緑茶(神奈川県)・シリアル(ドライフルーツ入り(産地不明)・緑茶(埼玉県)・ブルーベリージャム(デンマーク)・桃(福島県)・焼き赤イカ(宮城県)・サンマ煮(千葉県)・ブルーベリージャム(産地不明)・ブルーベリーソース(産地不明)・ブルーベリージャム(イタリア)・マックフライポテト(アメリカ)・ブルーベリー・シロップ漬(岩手県)・菌床生しいたけ(加熱)(岩手県)・イワシ・サバ・ウルメの節(国産)・製茶(埼玉県)・米(小金井市)・大豆粉末(国産)・平飼卵(白身)(茨城県)・平飼卵(黄身)(茨城県)・有機ブルーベリーソース(フランス)・EM自然栽培レンコン(愛知県)・米(福島県)・酒蒸しホンビノス(千葉県)・炒めナメコ(長野県)・柿(福島県)・さつま芋(埼玉県)・レンコン(焼いて粉末状のもの)(茨城県)・米ぬか(長野県)・ゆず(小金井市)・スキムミルク(不明)・ジンジャークッキー(スウェーデン)・包装米飯(神奈川県)・乾燥おから(国産)・ずいき(小金井市)・大根(調布市)</p>

## 5 小金井市消費生活審議会開催状況

区分	開催日	議題
第1回	9.10	これからの消費者行政のあり方について
第2回	3.24	これからの消費者行政のあり方について

## 消費生活相談件数内容と年代別内訳（令和2年度）（令和2年12月末日現在）

（単位：件）

相談内容\年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計	昨年同月	増減
① 商品一般	2	1	1	5	8	12	11	3	43	148	-105
② 食料品	4	5	1	8	19	9	21	3	70	30	40
③ 住居品	0	1	1	5	5	3	10	4	29	22	7
④ 光熱水品	1	7	1	2	2	0	4	0	17	15	2
⑤ 被服品	1	6	6	9	13	7	9	0	51	22	29
⑥ 保健衛生品	2	3	7	11	18	10	18	2	71	19	52
⑦ 教養娯楽品	2	11	8	5	19	8	14	0	67	32	35
⑧ 車両・乗り物	0	1	1	0	0	0	0	0	2	11	-9
⑨ 土地・建物・設備	0	0	5	1	1	4	4	4	19	16	3
⑩ 他の商品	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
⑪ クリーニング	0	0	0	0	1	1	1	0	3	3	0
⑫ レンタル・リース・貸借	0	5	8	10	6	5	6	5	45	36	9
⑬ 工事・建築・加工	0	1	2	1	3	7	15	1	30	35	-5

相談内容\年代	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	無回答	合計	昨年同月	増減
⑭ 修理・補修	0	0	0	1	2	1	2	0	6	11	-5
⑮ 管理・保管	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	0
⑯ 役務一般	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
⑰ 金融・保険サービス	0	8	2	1	6	6	17	2	42	45	-3
⑱ 運輸・通信サービス	6	21	13	12	12	15	25	8	112	102	10
⑲ 教育サービス	1	1	0	2	0	0	0	1	5	6	-1
⑳ 教養・娯楽サービス	0	5	8	7	2	4	2	1	29	41	-12
㉑ 保健・福祉サービス	0	2	2	3	4	2	7	5	25	37	-12
㉒ 他のサービス	0	9	2	8	7	2	12	2	42	37	5
㉓ 内職・副業・ねずみ講	0	6	0	1	0	0	0	0	7	3	4
㉔ 他の行政サービス	0	1	0	0	0	1	4	0	6	6	0
㉕ 他の相談	0	0	1	0	4	1	5	4	15	21	-6

消費者行政(経済課消費生活係)予算・決算概要

(単位:千円)

事業名	事業概要	所管課	令和元年度 決算額	令和2年度 予算額	令和3年度 予算額	事業実施期間(年度)					
						1	2	3	4	5	
消費者対策に要する経費											
消費生活審議会委員報酬	消費生活審議会の委員報酬	経済課	92	183	183	○	○	○			
消費生活相談員報酬(4人分)	消費生活相談員の人件費	経済課	4,753	5,098	5,060	○	○	○			
	消費生活相談員の人件費(1人分)	内交付金	1,334	1,690	1,748						
消費者団体講習会講師謝礼	消費者団体講習会の講師謝礼	経済課	21	21	21	○	○	○			
一日生活教室講師謝礼	一日生活教室の講師謝礼	経済課	21	21	21	○	○	○			
消費者講座講師謝礼	消費者講座講師謝礼	経済課	196	410	407	○	○	○			
	消費者スクール・高齢者見守り協力者育成講座	内交付金	158	368	365						
消費生活相談アドバイザー謝礼	消費生活相談アドバイザーの謝礼	経済課	240	240	240	○	○	○			
消耗品費	消費者ルーム印刷機マスター・トナー、文具等	経済課	2,088	846	1,151	○	○	○			
	啓発等冊子・啓発用グッズ(若年者・高齢者)	内交付金	1,840	623	939						
印刷製本費	消費生活相談事例集、成人式啓発冊子	経済課	101	102	102	○	○	○			
緊急修繕料(備品)	放射能測定器、湯沸器修繕、自転車	経済課	5	11	11	○	○	○			
郵便料	郵便料(R2計量検査)	経済課	7	26	8	○	○	○			
電話料	消費生活相談室の電話料	経済課	186	151	168	○	○	○			
放射能分析検査委託料	基準値を超えた食品について外部へ検査委託	経済課	0	9	9	○	○	○			
放射能測定器保守点検委託料	一般市民向け放射能測定器の保守点検	経済課	0	203	203		○	○			
電子複写機使用料	上之原会館設置の電子複写機(一般市民向け)	経済課	115	125	123	○	○	○			
印刷機使用料	上之原会館設置の印刷機(一般市民向け)	経済課	137	246	233	○	○	○			
備品購入	放射能測定器	経済課	2,990	0	0	○					
小金井市消費者団体連絡協議会補助金	消費者団体連絡協議会への補助	経済課	297	400	400	○	○	○			
公衆浴場改修費補助金交付制度に要する経費											
公衆浴場施設改修費補助金	公衆浴場に対する補助	経済課	500	500	500	○	○	○			
償還金利息および割引料											
消費者行政強化交付金都返還金	消費者行政強化交付金(旅費・研修費)返還金	経済課	3	0	0	○					
<b>合計</b>			<b>11,752</b>	<b>8,592</b>	<b>8,840</b>						
<b>消費者行政交付金(推進事業)(経済課消費生活分) 合計</b>			<b>3,332</b>	<b>2,681</b>	<b>3,052</b>						

※ 令和3年度は当初予算申請額

消費者行政交付金活用一覧

●消費者行政強化交付金(推進事業)

交付金の名称については、東京都全体の要望額により都財源の割り当てを行う。  
そのため、令和元年度は「消費者行政活性化交付金」、令和2年度以降は「消費者行政強化交付金(推進事業)」となった。

(補助率10/10)

●:交付金終了年度

事業名	事業概要	所管課	令和元年度 交付額	令和2年度 交付額	令和3年度 交付予定額	事業実施期間(年度)				
						1	2	3	4	5
<b>消費生活相談機能整備・強化事業</b>										
給食食材放射性物質測定事業	放射能測定器保守点検委託料、消耗品等	地域安全課	510	0	0	●				
<b>消費生活相談体制整備事業</b>										
消費生活相談体制の整備事業	相談員増員分(1人)に係る人件費	経済課	1,334	1,690	1,748	○	○	●		
<b>地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業</b>										
給食食材放射性物質測定事業	放射能測定に係る人件費	地域安全課	4,600	0	0	●				
被災地産品販売イベントに対する補助事業	被災地復興支援「夜明け市場」開催	経済課	1,079	0	0	●				
小中学生向け消費者教育推進事業	中学生のための消費者スクール	経済課	1,060	515	1,049	○	○	○	●	
高齢者見守り協力者の育成支援事業	高齢者見守り協力者育成講座、出前寄席	経済課	938	476	1,556	○	○	○	●	
自動通話録音機の貸出	自動通話録音機購入	地域安全課	1,166	1,617	1,012	○	○	○	○	●
<b>消費者行政交付金(推進事業) 合計</b>			<b>10,687</b>	<b>4,298</b>	<b>5,365</b>					

※ 令和3年度は予定額

●地方消費者行政強化交付金(強化事業)

(補助率1/2)

●:交付金終了年度

事業名	事業概要	所管課	令和元年度 交付額	令和2年度 交付額	令和3年度 交付予定額	事業実施期間(年度)				
						1	2	3	4	5
<b>国が指定する研修への参加</b>										
消費生活相談員レベルアップ事業	国民生活センター開催研修参加へ要する経費	職員課	10	13	17	○	○	○	○	●
<b>消費者行政交付金(強化事業) 合計</b>			<b>10</b>	<b>13</b>	<b>17</b>					

※ 令和3年度は予定額

## 令和2年度研修等参加状況

開催月	開催日	研修・講習会等名	場所	参加者	内容
4月	20	令和2年度 都区市町村消費生活行政担当職員新任研修	(書面開催)	職員	消費生活行政の役割、消費者被害の現状と相談事業の役割、東京都消費者被害救済委員会の役割、消費者運動の歴史と消費者・消費者団体の役割、消費者教育の意義
	27	令和2年度情報連絡会	(書面開催)	職員	アドバイザー制度の利用について、消費生活相談の支援について、相談カウンセラーの配置について、専門グループ体制について、商品テストの活用・都救済委員会の概要、取引指導課における情報収集、生活安全課の事業概要
5月	7-13	第1回都区市町村消費生活相談職員研修	(書面開催)	相談員	ストーカーの心理から学ぶ対応困難相談者の接し方について 自動車製造物責任相談センターの概要と車両品質に関する相談への必要知識について
	29	都 アドバイザー会議	(書面開催)	相談員	専門グループ活動報告・多重債務110番・若者110番・「消毒製品・除菌製品について」お詫びと訂正・投資学習用USBの行政処分について
6月	17	令和2年度家庭用品品質表示法に関する事務連絡会・消費生活用製品安全法 事務連絡会	(書面開催)	職員	消費生活用製品安全法の概要、立入検査の実務
	30	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	資金決済法の基礎と改正
7月	20	令和2年度北多摩南部地区消費者行政協議会総会	(書面開催)	職員	北多摩南部地区消費者行政活動報告(令和元年度)、関係団体(市・都)の事業概要、令和2年度事業計画
	30	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	「消費者」概念と国際消費者紛争の準拠法・国際裁判管轄
8月	5	令和2年度第1回 都・市町村消費生活センター所長会	(書面開催)	課長	報告事項(各種概要)・各市からの照会による情報交換
	31	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	分譲マンションの専有部リフォーム・木造住宅の寿命について
9月	14	★国民生活センター消費生活相談員研修 9/14-9/16	独立行政法人 国民生活センター相模原事務所 研修施設	相談員	金融・保険関連の消費者トラブル(仮想通貨(暗号資産)に関する問題)
	15	令和2年度 第1回都区市町村消費生活行政担当職員研修	東京都消費生活総合センター	職員	消費者市民社会を作る「エンカ消費」
	29	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	民法(債権法)改正が消費者相談に与える影響
10月	9	★国民生活センター消費生活相談員研修 10/9-10/20	独立行政法人 国民生活センター相模原事務所 研修施設	相談員	キャッシュレス決済と消費者トラブル-多様な決済が相談に対応するため-(仮想通貨(暗号資産)に関する問題)
	28	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	消費者契約法、特定商取引法等に関する諸論点(最近の裁判例を題材として)
	30	令和2年度第1回東京都・区市町村消費生活行政担当職員研修	(書面開催)	課長	消費者行政強化交付金について、高齢者の見守りネットワークについて他
11月	10	★国民生活センター消費生活相談員研修 11/10-11/11	独立行政法人 国民生活センター相模原事務所 研修施設	相談員	相談窓口の円滑な運営・連携に向けて(ギャンブル等依存対策)
	20	令和2年度北多摩南部地区消費者行政協議会第1回定例会	小金井市前原暫定集会施設	職員	北多摩南部地区消費者行政各市事業についての情報交換 ※参加自治体:都・調布市・狛江市・三鷹市・府中市
	30	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	高齢者の消費者被害、被害救済と予防
12月	4	令和2年度第2回都区市町村消費生活相談職員研修	(書面開催)	相談員	「生前整理」に関連するサービスとトラブル対応について 相談事例から学ぶ生命保険
	9	令和2年度 第2回都区市町村消費生活行政担当職員研修	国立市役所 第1・第2会議室(3階)	職員	消費者行政の基礎(基礎的自治体職員の役割)
	17	令和2年度北多摩南部地区消費者行政協議会相談員情報連絡会	小金井市前原暫定集会施設	相談員	民法改正と消費生活相談
	25	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	インターネット通販をめぐるトラブル 定期購入契約を中心に ネット広告規制の現状と限界
1月	27	都 アドバイザー会議	東京都多摩消費生活センター	相談員	知っておきたい美容医療の基礎と最近のトピックス デリバティブ取引関係と海外投資
	12	都:第2回消費生活相談員研修	(会議用システムによる開催)	相談員	インターネット通販をめぐるトラブルと対応について 消費者安全法に基づく事故情報の通知について(生命・身体分野) 食品安全行政に関する消費者庁の取り組み
2月	15	令和2年度北多摩南部地区消費者行政協議会第2回定例会	(会議用システムによる開催)	職員	北多摩南部地区消費者行政各市事業についての情報交換 ※参加自治体:都・調布市・狛江市・三鷹市・府中市
	26	都 アドバイザー会議	(会議用システムによる開催)	相談員	WEB110番「サイバーハザード2020~素朴な疑問を深堀り解説」 精神保健福祉士による研修
	3	令和2年度第2回都・市町村消費生活センター所長会	(書面開催)	課長	令和3年度東京都消費製総合センターの事業、予算、研修について 令和2年度の各種実績について、成年年齢引き下げに伴う若者参加型啓発事業について、情報交換等
3月	12	★国民生活センター消費生活相談員研修 3/12-19	(オンデマンド配信による研修)	相談員	成年年齢引き下げに関する法制度、消費者教育
	25	都 アドバイザー会議	(会議用システムによる開催)	相談員	未定

★強化交付金対象

令和2年12月31日現在(令和3年1月1日以降については予定)

**消費者講座**

## ○一般消費者向け講座（市実施・各講座共通）

新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮をしながら、最新の情報提供ができるよう実施する。

## ○高齢者見守り協力者育成講座（市実施）

「あんしん見守りガイド」の活用方法及び最新の手口や市内の被害状況について、高齢者向け講座の実施

**【対象】**

市内地域包括支援センター職員、介護事業所職員、シルバー人材センター訪問作業員、民生委員児童委員など

## ○消費者スクール（市実施）

2022年（令和4年）4月に施行される成年年齢の引き下げに伴い、若年者の消費者被害防止のため、中学・高校・大学で講座が実施できるように進める。

（入学時の説明会、学年が集まる時間、警察が行うセーフティ教室など）

**周知啓発・注意喚起の強化**

## ○自動通話録音機

高齢者の場合、悪質商法のきっかけが電話であることが多いため、被害防止の観点からも録音機の導入を、消費生活相談室より高齢者へ案内をする。

（録音機の配付は地域安全課）

## ○消費者教育推進事業（若年者向け）

消費者教育に関して教育委員会や学校の協力を得るとともに、学年で集まる機会や別途外部に関する授業時間等で実施可能か学校と協議する。また、会議用システムや配信システムなどを活用した消費者教育を行う。

## ○高齢者見守り協力者育成事業

消費生活相談室を知っていただくため、講座・啓発グッズ・冊子等で最新情報を提供したり、消費生活相談室の認知度を上げていく。

**消費者安全確保地域協議会**

○ 消費者安全確保地域協議会については、民生委員、児童厚生員、地域包括支援センター、介護事業所の協力が不可欠であることから、所管している介護福祉課にある地域ケア会議の機能を兼ねることができるよう連携を強化する。